

住宅用家屋証明の必要書類一覧

(イ)-A 施行令第41条 新築住宅	(イ)-B 施行令第41条 建築後未使用の住宅	(ロ) 施行令第42条第1項 建築後使用されたことのある住宅
<p>1 建築確認通知書または検査済証</p> <p>2 登記事項証明書 (オンライン申請の時は、登記申請書と登記完了証)</p> <p>3 住民票 (まだ入居していない時は…) ①現在の住民票 ②申立書 ③現住居の賃貸借契約書または、 売買契約書等の添付書類</p> <p>4 認定通知書 長期優良住宅用家屋証明を申請する場合は、府知事の認定通知書</p> <p>低炭素住宅用家屋証明を申請する場合は、低炭素建築物新築等計画認定通知書</p>	<p>1 建築確認通知書または検査済証</p> <p>2 登記事項証明書 (オンライン申請の時は、登記申請書と登記完了証)</p> <p>3 住民票 (まだ入居していない時は…) ①現在の住民票 ②申立書 ③現住居の賃貸借契約書または、 売買契約書等の添付書類</p> <p>4 売買契約書もしくは売渡証書等</p> <p>5 家屋未使用証明書(表示登記の申請者が発行)</p> <p>6 認定通知書 長期優良住宅用家屋証明を申請する場合は、府知事の認定通知書</p> <p>低炭素住宅用家屋証明を申請する場合は、低炭素建築物新築等計画認定通知書</p>	<p>1 登記事項証明書 ※前所有者のわかるもの</p> <p>2 住民票 (まだ入居していない時は…) ①現在の住民票 ②申立書 ③現住居の賃貸借契約書または、 売買契約書等の添付書類</p> <p>3 売買契約書もしくは売渡証書等</p> <p>4 耐震基準適合証明書等 (建築年月日が昭和57年1月1日以降の場合は不要)</p>

- 面積要件: 50㎡以上で、併用の場合90%以上が居宅部分であること。(建築確認や家屋補充台帳等で面積割合を確認してください。)
- ※添付書類が原本で申請された場合は、必要と判断された書類全ての写しをとらせていただきます。